

工事後のモニタリング計画の改正（案）について

1 概要

「工事後のモニタリング計画」は、支障除去対策工事の終了後に、場内廃棄物による周辺的生活環境への影響を把握し、地域住民の安全安心を確保するために実施する生活環境影響調査の計画を定めたものである。モニタリングにあたっては、調査方法等を適時見直すこととされており、これまでのモニタリング結果を踏まえ、今回見直しを行うこととした。

2 改正案の内容

- 放流水水質調査の測定項目「大腸菌群数」を「大腸菌数」へ改めるもの。
- 大気環境調査を終了し、モニタリング計画から削除するもの。

3 放流水水質調査について

令和7年3月3日付で「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令」が公布され、放流水基準における「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改正された（令和7年4月1日施行）。そのため、測定項目をこれに合わせ改正する。

4 大気環境調査について

前回評価委員会で説明した以下①～③に加え、④の理由により、生活環境影響調査に支障はなく、周辺住民への影響も少ないと考えられるため、大気環境調査を終了し、モニタリング計画から削除する。

- ①これまでの調査結果で、全ての測定項目で環境基準や指針値を超過したことはなく、増加傾向も認められないこと。
- ②処分場内と対照地点の結果で大きな差異は認められず、宮城県内の大気測定局や全国平均と比較しても大きな差異は認められないこと。
- ③過去の処分場対策で支障のおそれがあるとされた硫化水素については、硫化水素連続調査でモニタリングしていること。
- ④現在までの保健所への健康相談状況や周辺住民へのアンケート調査から、現在は、処分場を起因とする悪臭苦情や健康相談は極めて少ないと思われること。（2ページ参照）。

※なお、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準や廃止基準に大気中の物質に係る項目はない。

5 モニタリング計画の改正日

令和8年4月1日

○健康相談等の実績

平成19年に町と締結した「竹の内地区産業廃棄物最終処分場支障除去対策に係る協定書」において、健康相談会等を実施している。

- ・ 県（仙南保健所）への健康相談件数（平成14年1月から）
平成13年（2件）、平成14年（3件）、平成15年（1件）、平成19年（1）、
平成21年（1） ※平成22年～現在まで（0件）
- ・ 県（仙南保健所）開催の健康相談会への申込数（平成14年3月から）
平成13年（15件）、平成14年（13件）、平成15年（2件）、平成17年（1件）、
平成18年（4件） ※平成19年～現在まで（0件）

○周辺住民へのアンケート調査について

・ 調査票配布対象者

県が「村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場対策についての県からのお知らせ（以下『お知らせ』）」を毎月配布している、竹の内産廃処分場周辺の地区に住む村田町民 1,053 世帯

・ 手法

「お知らせ」の配布に合わせ、1世帯に1枚の調査用紙を配付する。村田町役場及び村田町沼辺支所に回収ボックスを設置し、記入後の調査用紙を住民に投函してもらう。

・ 調査期間

「お知らせ」令和7年12月号配布開始（11月下旬）から令和8年1月5日（月）まで

・ 調査結果（令和8年1月6日現在）

回答8件

【問1】直近1年で竹の内産廃処分場からの悪臭等を感じたことがありますか

ある・・・0件

ない・・・8件（→ないを選択したら調査終了）